

こ 家 福 発 第 3 4 4 号
令和 7 年（2025 年）8 月 26 日

各児童福祉施設長 様
各児童福祉事業所長 様

熊本市長 大西 一史
（こども家庭福祉課扱い）

令和 8 年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金に伴う
事前協議書提出について（通知）

日頃より、本市の児童福祉行政にご尽力いただき感謝申し上げます。
さて、本市では次世代育成支援対策施設整備事業として、下記のとおり事業に要する経費
について補助金を交付いたします。
つきましては、補助金の活用を希望する施設および事業所は、事前協議書のご提出をお願い
いたします。

記

1 対象経費および基準額

「熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱」のとおり
※補助対象経費および基準額につきましては、上記要綱に加え別添「【こども家庭庁】次
世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」及び関係通知をご確認ください。

2 補助対象になる事業の実施期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までに実施する事業
（こども家庭庁による内示後に事業着手するもの。）

3 補助金の交付スケジュール

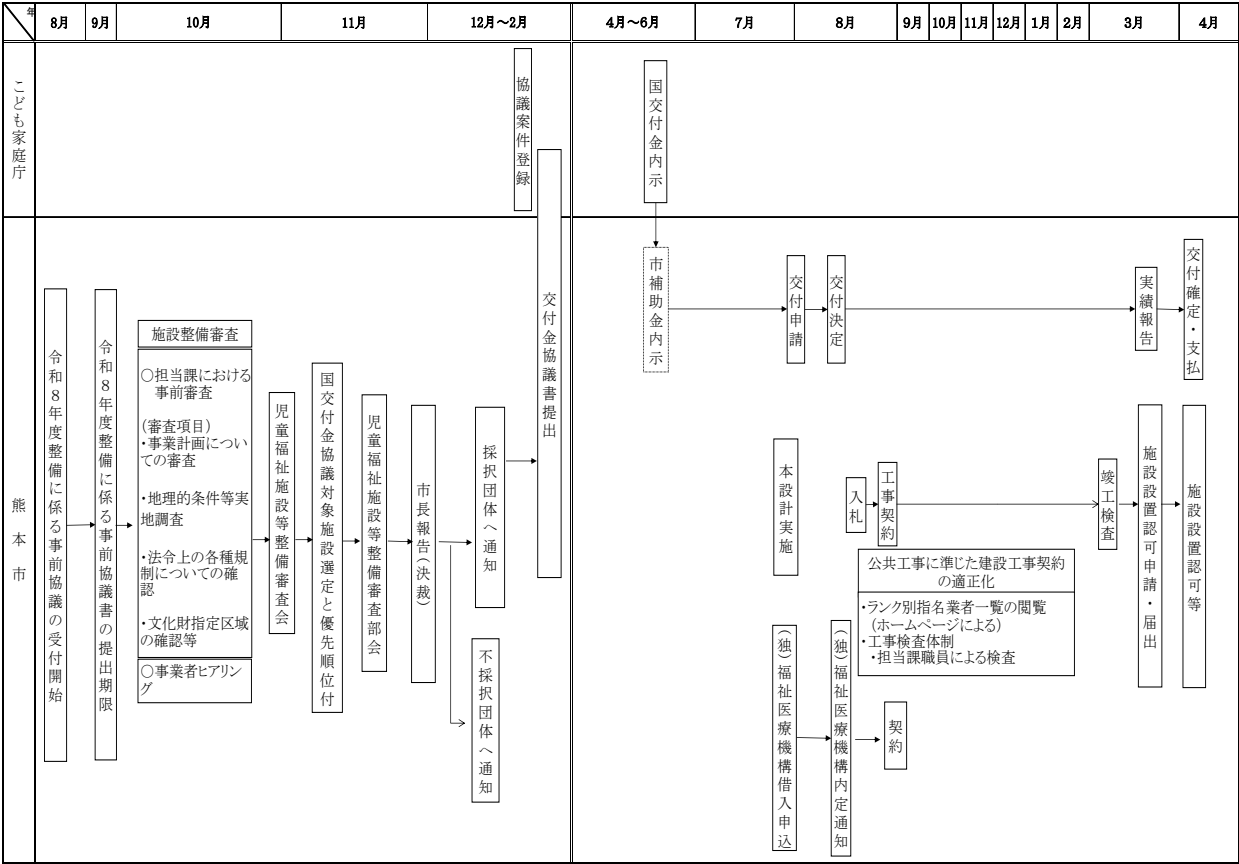
令和 7 年度				令和 8 年度	
事前協議書 提出	書類審査 現地調査	児童福祉施設 等整備審査部 会	採択決定 （通知）	協議書提出 （市→国）	交付金内示 （国→市→採 択決定者）
～10 月 1 日	10 月上旬～ 10 月下旬	11 月上旬～ 11 月下旬	1 月下旬	（未定）	（未定）

（注意）

- 都合により、スケジュールを変更することがあります。
- 補助事業として採択した場合でも、国交付金内示の状況等により事業の実施を見送る場合
があります。
- 補助事業の対象となった場合、事業採択後の一定期間に事務手続きが集中することがあり

ます。

熊本市児童福祉施設整備審査及び社会福祉法人審査事務フロー図(単年度事業の場合)



4 提出書類

別紙「提出書類一覧」参照

- ① 「写し」により提出する書類は全て原本証明をしてください。
- ② 事前協議書作成に要する費用は、全て事業者の負担です。

5 提出期限

令和7年（2025年）10月1日（水）午後5時必着

6 提出方法及び提出先

郵送又は持参により、下記へご提出をお願いいたします。

〒862-0971

熊本市中央区大江5丁目1番1号ウェルパルクまもと2階

こども家庭福祉課 施設班

7 施設設備に関する留意事項

(1) 施設の立地条件について

- ①乳児院については、乳児又は幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資すること。また、児童養護施設については入所者に対し、安定した生活環境を整え、その児童の心身の健やかな成長と自立を支援し養育する施設であること。そのため、日常生活や就学等を行う上で生活関連施設、幼稚園、小中学校までの距離、公共交通機関の利便性、外来・業務用車両の駐車場や避難場所の確保等を考慮してください。
- ②本体施設の分園（グループホーム）は、本体施設の支援のもと家庭的養護を行うため、本体施設から援助が得られる場所で実施する必要があります。
- ③都市計画法による開発許可制度などの諸条件をクリアできるよう、十分に検討を行ってください。

(2) 施設の整備要件について

- ①整備計画が最低基準に適合している必要があります。
- ②乳児院及び児童養護施設の施設養護は、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要で、本体施設の整備についても養育単位の小規模化が望ましく、本体施設の定員を小さく（乳児院を除く。）していくこととします。グループホームの整備は、施設的な建物とせず、できる限り一般住宅と同様の仕様として一般家庭に近い生活ができる場とすることとします。
- ③小規模グループケア、またはグループホームの整備については、最低基準の他、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱、又は地域小規模児童養護施設設置運営要綱に適合する必要があります。
- ④最低基準に定める各施設を運営する上で必要な室及び設備の配置・設置状況につきましては、実際の処遇を想定して検討を行ってください。

(3) 建設予定地に係る権利関係等

- ①建設する法人が所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体からの貸与が確実であること。
- ②事前協議書提出時点で取得または貸与されていない場合は、取得または貸与が確実に見込まれること。（書面により証明が必要）
- ③都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、国若しくは地方公共団体以外の者から不動産を貸与する場合は、地上権又は賃貸借権を事業継続に必要な期間が設定されているなど、確実な賃貸借契約が見込まれること。（書面により証明が必要）
- ④整備予定地の全部又は一部に抵当権等の権利が設定されている場合は、確実に解除できる見込みがあること。（書面により証明が必要）

(4) 地元の理解

①熊本市の児童福祉施設等整備において、地域住民の反対運動等により事業が中止になった事例がありますので、以下について注意してください。

- ・地元の理解を得るために、事業の説明会等を実施すること（「周辺住民への対応に関する計画書」及び周辺住民（代表者）からの承諾書を提出すること）。
- ・住民説明会等を業者任せにせず、設立代表者が率先して説明会に参加すること。

8 施設運営に関する留意事項

（１）職員について

施設種別に応じ、施設長、児童指導員及び保育士等を、乳児が入所している施設にあっては看護師を最低基準に基づき配置してください。

- ①施設長は児童福祉事業に対し理解、能力、熱意を有し、施設管理に関する能力を有している者であること。
- ②児童指導員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)第 43 条各号のいずれかに該当する者であること。また、その他の職員についても児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者や、心理療法士、社会福祉士、保育士及び看護師の資格を有し児童福祉施設での経験を有する者の確保に努めてください。

（２）処遇について

入所者への処遇については、最低基準等に定める他、以下の点に十分考慮し事前協議書の提出を行ってください。

①入所者への支援について

- ・個々の入所者の状況に応じて、生活、学習及び職業指導等の支援を行うこと。乳児又は幼児においては年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴等のほか、健康状態の把握、健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を行うこと。
- ・心的ケアを含めた相談、指導を行うこと。
- ・退所児童についても引き続き相談その他の援助を行うこと。

②緊急時等での対策について

- ・緊急対策、防犯・防災対策等について、各種マニュアルを作成し、職員に指導すること。また、入所者に周知し、各種訓練を実施すること。

③トラブル対応について

- ・施設管理、業務内容に対する住民及び施設入所者からの苦情、要望に迅速かつ適切に対応するための体制を整えておくこと。

④地域との協調連携に関する事項

- ・地域活動等に参加するなど、地域の一員としての役割を果たすこと。

⑤第三者評価事業の活用について

- ・利用者本位のサービスの提供を行うために、第三者評価事業を積極的に活用してく

ださい。

9 事前協議に係る留意事項

(1) 建物の設計に関する精査

①当該児童福祉施設等整備事前協議における採択については、提案される建物の建設に係る都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等の関係法令の許認可等や給排水等の計画案と本市の給排水計画との適合等を担保するものではありませんので、これら関係法令への適合については事業者において十分に精査をしてください。

※ 精査に際しては、児童福祉施設等整備事前協議自己チェック表も参考として下さい。

※ 消防法施行令の改正により、平成27年4月1日からスプリンクラー整備の設置基準や消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準が見直されました。施設用途により設置義務の取扱いが異なりますので、必ず消防局に確認してください。

②児童福祉施設については、平成18年の都市計画法の改正により、平成19年11月以降、開発行為等の許可を要することとなりました。また、平成24年4月には都市計画区域の見直しも行われており、それまで一定規模未満の開発行為等の許可が不要であった地域でも、許可が必要となる場合がありますので、精査を行う際は特に留意をしてください。

③埋蔵文化財包蔵地においては建設の着工前に発掘調査が必要です。整備予定地が埋蔵文化財包蔵地であるかどうか、また、その場合、試掘調査済みであるかを事前協議書提出時に確認しますので、必ず確認を行ってください。

④建物に関する設計については、事前協議書提出後は原則として変更を認めません。

(2) 整備内容の精査

①事前協議書提出後は、入所定員の変更は原則として認めません。

入所者見込等から事業内容と規模を精査したうえで事前協議書を提出してください。

②最低基準等関係法令に適合する設計内容であるかを、十分精査した上で事前協議書を提出してください。

③最低基準上の各室の面積や廊下幅等は内法での測定によるものです。

④補助制度とならない施設（設備を含む）との合築を予定している場合は、当該部分を補助対象外施設として区分し、整備に関する経費は補助対象外経費として計上してください。

⑤整備計画の内容について、2ヵ年以上にわたる事業がある場合は、全体計画と各年度計画について整備計画を作成してください。また、施設の複合化・合築を行う場合は、全体計画と単体部分の整備計画を作成し提出してください。

⑥必要な備品類について、計上漏れがないように精査し、備品状況調書を提出してください。

⑦既存建物の解体を伴う整備の場合は、アスベストの含有等確認のうえ事業費の算出を

行ってください。

(3) 資金計画

① 寄付金等

- (ア) 事業に要する資金のうち法人の自己資金や理事（就任予定者を含む）からの寄付については、事前協議書提出時点で金融機関の残高証明等により確認できるものに限りします。
- (イ) 金融機関の残高証明は、寄付者や金融機関の別に関わらず、同日の預金残高について証明されたものを提出してください。
- (ウ) 施設整備等に要する経費のほか、開設後の運営費も事前に準備する必要があります。

② 補助金

- (ア) 「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について（令和6年12月25日付こ成事第787号）」の交付基礎点数に基づく協議となります。
- (イ) 補助単価の減にも対応できるよう余裕のある資金計画を立ててください。
- (ウ) 仮に2ヵ年の事業とする場合は、事業の進捗率に応じた補助額を年度ごとに交付することとなりますが、市の予算及び国の交付決定の有無の関係上、今回の募集において採択を受けたとしても2ヵ年目の補助金の交付を確約するものではない点をご了承の上で事前協議書をご提出ください。

③ 独立行政法人福祉医療機構からの借入

- (ア) 財源の一部として同機構から借入金を見込む場合、「福祉貸付事業融資のご案内」（同機構ホームページ掲載）等を参考にしてください。

(4) 法人

- ① 社会福祉法人は、その公益性の高さから、税の非課税措置等の優遇を受けることができますが、社会福祉法、児童福祉法等の様々な法律の下で、国、県及び市の指導を受ける法人（公共的団体）であることを十分認識してください。
- ② 社会福祉法及び関連する通知に基づき、評議員及び役員の選定を行ってください。
- ③ 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは認められません。
- ④ 社会福祉法人への寄付は、出資ではありませんので、配当を受けることも、返還されることもありません。
- ⑤ 社会福祉法人の資産を担保とした民間の金融機関からの借入は所轄庁の承認事項となります。開設後、資金不足が生じた場合は、新たな寄付が必要となることがあります。
- ⑥ 社会福祉法人が解散した場合の残余財産は、定款で定める別の社会福祉法人が引き継ぐか、その定めがない場合は国に帰属することとなります。

⑦国において、社会福祉法が改正されましたので、改正後の法令に対応できるよう、役員・評議員の選任等に当たっては留意してください。

(5) 事前審査による失格

熊本市児童福祉施設等（保育所を除く。）施設整備事前審査要領の1の(1)の②に定めるとおり、審査基準を満たしていない審査項目がある場合は、失格となります。

(6) 補助金の不正受給

- ①社会福祉法人が補助事業を行うため締結した契約相手方等から寄付金等の資金提供を受けることは、禁止されています。
- ②施設整備費に係る補助制度を利用し、建築工事費の水増しや架空の工事契約を締結するなど、補助金の不正受給の事実が発覚した場合、補助金返還はもとより、不正に関与した者について刑事告発を行うなど厳正な対応をとることとしています。

(7) 採択の取消し

以下に掲げる場合には、採択を取消すことがあります。

- ①国交付金等の申請または内示等により、当初補助見込額を下回り、それによって事業の実施が不可能と判断される場合
- ②事業の実施にあたり法令等に違反したり、本市の指示・指導に従わない場合
- ③事前協議書の内容に虚偽があったことが判明した場合、また、本市と協議することなく計画内容を変更した場合
- ④都市計画法、建築基準法や農地法などの関係法令への適合が認められず、建物の建設が不可能と判断される場合
- ⑤正当な理由がなく、採択後1年以内に工事着工できない場合
- ⑥建物に関する設計の変更について、認められない場合であって、かつ建物の建設が不可能と判断される場合
- ⑦整備内容の変更について、認められない場合であって、かつ事業の実施が不可能と判断される場合

(8) その他留意事項

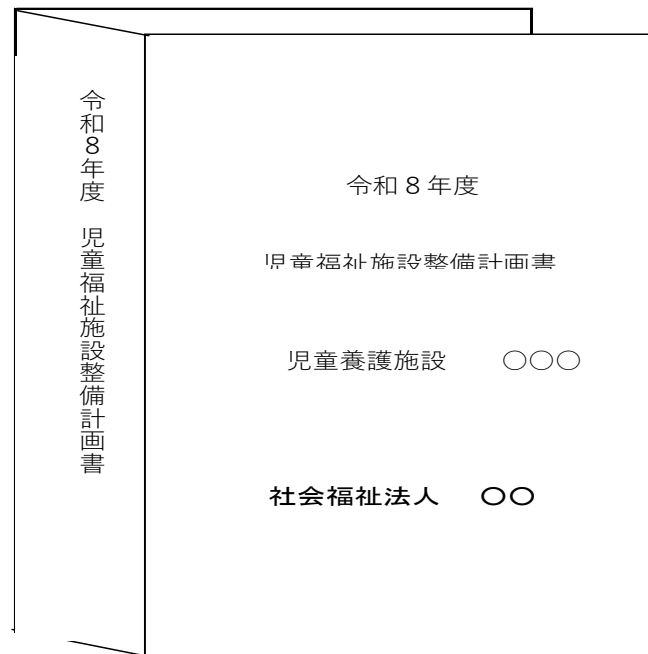
- ①事前協議書の提出にあっては、原則として提出期限後の変更は認められませんので、ご注意ください。
- ②採択後、建物の設計または整備内容に変更が生じた場合は、速やかにこども家庭福祉課と変更協議を行う必要があります。その際、入所者の処遇の低下や採択に係る審査に影響を及ぼす変更については認められない場合があります。変更協議の可否の決定については、改めて児童福祉施設等整備審査部会に付議の上、決定するものとします。変更協議が認められない場合であって、かつ建物の建築または事業の実施が不可能と判断される場合は採択を取り消すことがあります。

● 協議書作成要領

1 体裁

・ファイルに表題を記載し、書類を綴じてください。

(例) 児童養護施設の場合



2 作成書類、添付書類について

- ・書類はA4(図面についてはA3)サイズとしてください。
- ・書類の冒頭に(目次)「提出書類一覧」を添付し、その順に書類を綴じてインデックスを貼り付けてください。